

重大事故及び法令違反の件数

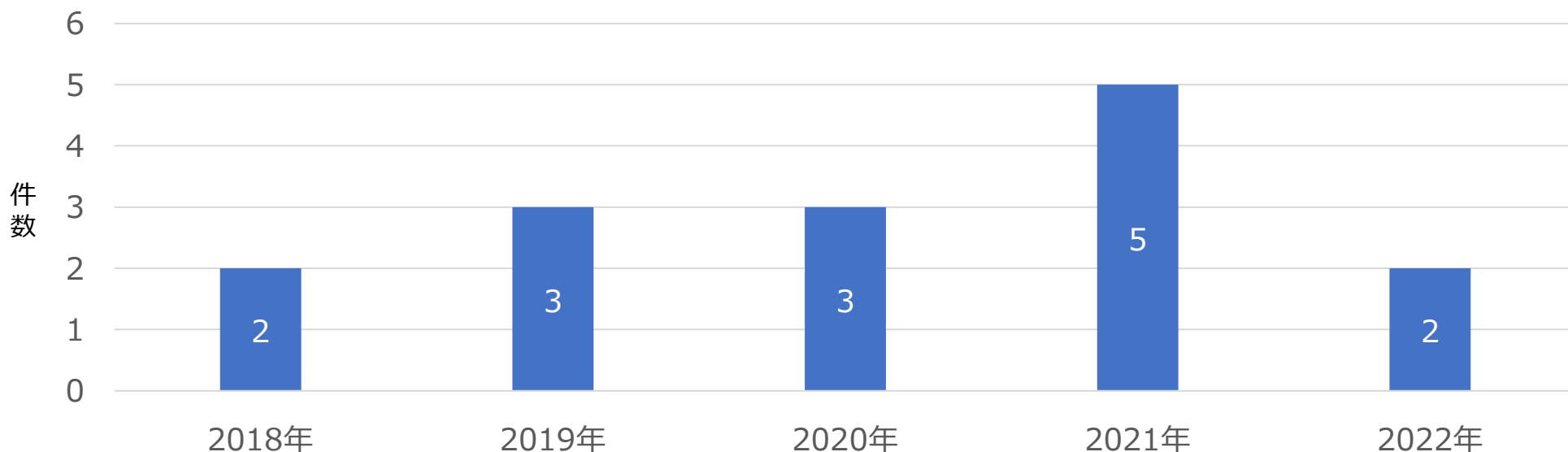
2023年3月24日

高圧ガス保安室

高圧ガス保安法における重大事故について

- 高圧ガス保安法における重大事故（B1級以上）は、直近5年間で15件発生。
A級事故は発生無し。

＜高圧ガス保安法における重大事故の推移＞

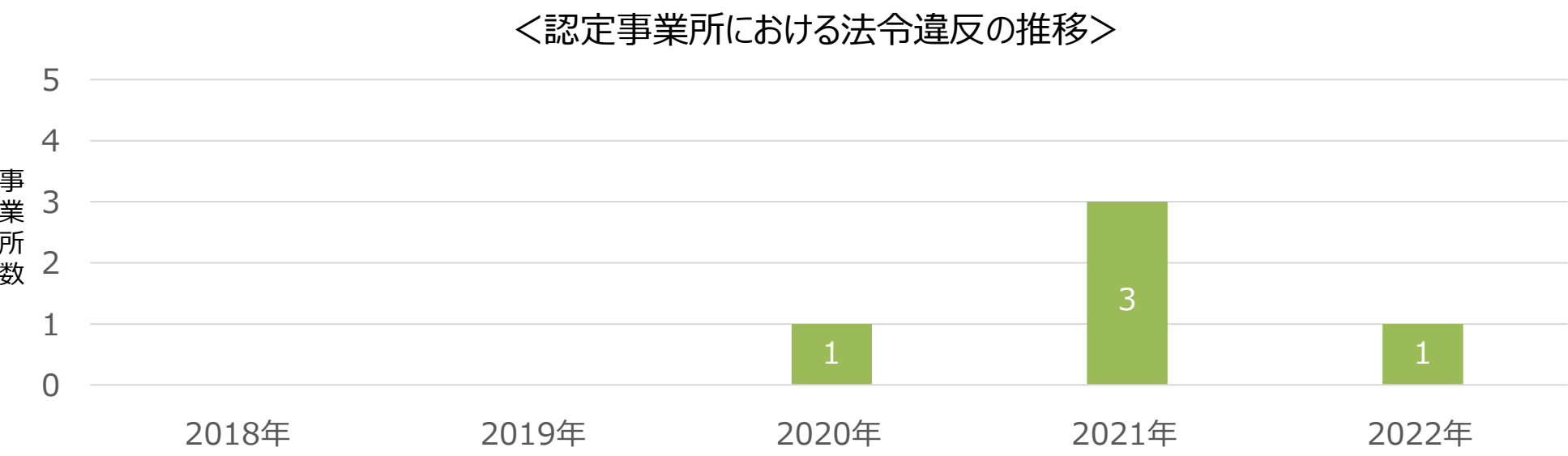


＜備考＞

- A級事故（高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領より）
次のいずれかに該当する事故。
① 死者5名以上の事故、② 死者及び重傷者が合計して10名以上の事故であって、①以外のもの、③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故、⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故
（※）2018年3月30日から2020年8月3日までは、上記に加えて「その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響が大きい（※1）と認められる事故」も要件。（※1：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）
- B1級事故（高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領より）
次のいずれかに該当する事故。
① 死者1名以上4名以下の事故、② 重傷者2名以上9名以下の事故であって、①以外のもの、③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故
（※）2018年3月30日から2020年8月3日までは、上記に加えて「その発生形態、災害の影響程度、被害の態様（第三者が含まれている場合等）、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響が大きい（※2）と認められる事故」も要件。（※2：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）
- 「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」では、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱うこととしている。

高圧ガス保安法の認定事業所における法令違反について

- 現時点で、84認定事業所が存在し、直近5年で累積5事業所において高圧ガス保安法の違反があった。



- ＜備考＞
- ・ 対象：高圧ガス保安法の認定事業所（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者）
 - ・ 計上基準：高圧ガス分野における法令違反事案のうち、国が権限を有する認定制度の認定取消しに至ったもの、又は認定取消しに至る蓋然性が高いものとして、以下の基準に該当する法令違反を計上。
 - ①死亡事故が発生したもの
 - ②100件を超えるような多数の法令違反を伴うもの
 - ③国の行政処分（*）が行われているもの
 - （*）当該事案についての最終的な措置としての行政処分（認定取消し等）を指す。途中段階での行政処分（報告徴収や立入検査等）は含まない。
 - ④国の行政文書による注意等が行われているもの
 - ・ 計上時点：上記の国の行政処分・行政指導による注意や国のHPへの公表が行われた年をベースに計上。
 - ・ 昨年5月の審議会資料で2021年に計上していた4事業所のうち1事業所は、国の最終的な行政処分を2022年に行ったことに伴い、今回の資料では2022年に計上。